

伊丹市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

伊丹市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別
記のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

伊丹市長 中 田 慎 也

理 由

受給資格の判定に係る所得制限の額について所要の改正を行うた
め。

伊丹市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する

条例（令和 7 年伊丹市条例第 号）

伊丹市福祉医療費の助成に関する条例（昭和 5 2 年伊丹市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 2 号中「8 0 万円」を「八十万九千円」に改める。

第 2 条第 1 項ただし書中「又は」を「または」に改め、同条第 2 項第 1 号及び第 2 号ア中「8 0 万円」を「8 0 万 9 , 0 0 0 円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の伊丹市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。